

平成30年第7回
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成30年7月19日

午後2時30分～午後3時55分

場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは、ただいまから平成 30 年昭島市教育委員会第 7 回定例会を開会いたします。会議に入ります。

前回の会議録署名につきましては、既に調整を終わり、署名も得ておりますので御了承ください。

次に、教育委員会会議規則第 16 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります、5 番の白川委員と 1 番の私、小林でございます。よろしく願いいたします。

本日の日程は配付の資料のとおりでございます。

それでは、日程 4、教育長の報告に移ります。

私からの報告ですが、初めに、明日が各小中学校の 1 学期の終業式となっております。1 学期も校長副校長及び教職員の努力により、大きな問題もなく終了しようとしております。先日の校長会、副校長会におきましても今学期の児童生徒への指導について感謝を伝えたところでございます。夏休みに入る前に、児童生徒にはしっかりと計画を立て、充実した夏休みが送れるよう指導することをあわせて申し述べさせていただきました。

なお、各小中学校の 2 学期の始業式は、8 月 29 日となりますのでよろしくお願いいたします。児童生徒たちには、夏休みの期間中、さまざまな経験をして一段とたくましく成長した姿で 2 学期の始業式を迎えることを期待しているところでございます。

また、本年度におきましても、夏季休業中に各小中学校の閉庁日を設けさせていただきました。その期間につきましては、原則として 8 月 13 日から 15 日までの間、それぞれの学校で閉庁日を決定させていただきました。教職員にはぜひこの期間を有意義に活用していただきたいとこのように思っているところでございます。

続きまして、6 月に実施いたしました市内公立小中学校に設置してあるブロック塀の緊急点検につきましては、既に市のホームページにおいて公表しておりますが、建築基準法施工令の規定に適合しないブロック塀については、小学校では 5 校 8 カ所、中学校では 3 校 3 カ所を確認したところでございます。道路に接している 3 校、武蔵野小、玉川小、福島中のブロック塀につきましては、既に撤去をさせていただいております。

今後はそれぞれの学校のブロック塀の改修工事につきましては順次対応していきたいとこのように考えておりますので御承知おきのほどよろしくお願い申し上げます。

私からの報告については以上となります。

また、教育委員会の名義使用承認につきましては、お手元の資料のとおり 7 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいまの報告につきまして御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で私の報告を終わります。

それでは、日程 5 の議事に移ります。議案第 14 号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） では、議案第 14 号「昭島市学校給食運営審議会委員の委嘱について」、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

現在、委嘱しております昭島市学校給食運営審議会委員につきましては、今月 31 日をもって任期が満了いたします。このため、本年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日までの期間の学校給食運営審議会委員につきまして、議案書記載のとおり委嘱いたしたく本議案を提案するものでございます。

審議会委員の候補者につきましては、昭島市学校給食運営審議会条例第 3 条第 2 項の規定に基づきまして、市立小学校長が 3 人以内、市立中学校長が 1 人、PTA 連合組織の代表者が 1 人、学校医が 2 人以内、所轄保健所の職員が 1 人、学識経験者が 4 人以内、公募による市民が 3 人以内の、合計 15 人以内で組織するものでございます。

このうち、今年度に入り、PTA の役割分担の変更により選出いただきました柴原勝巳氏、大貫良隆氏、串田あい氏、新井明良氏と、保健所の人事異動により選出いただきました佐藤弘和氏、また公募による市民の細川百恵氏、嘉手納真樹氏の 7 人の方が新規となっており、そのほかの 8 人の方が再任となっております。

以上、簡略な説明で恐縮に存じますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（小林一己） 議案第 14 号について説明が終わりました。本件に対する質疑意見をお受けいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。意見等がありませんので、それではお諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第 14 号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第 15 号「昭島市学校給食費会計監査役員の委嘱について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） 議案第 15 号「昭島市学校給食費会計監査役員の委嘱について」、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

現在委嘱しております昭島市学校給食費会計監査役員につきましては、今月 31 日をもって任期が満了いたします。このため、本年 8 月 1 日から平成 32 年 7 月 31 日までの期間の昭島市学校給食費会計監査役員につきまして、議案書記載のとおり委嘱いたしたく本議案を提案するものでございます。

監査役員の候補者につきましては、昭島市学校給食費会計規則第 17 条第 1 項の規定に基づきまして、小・中学校長が 1 人、PTA 連合組織の代表者が 1 人、学識経験者が 1 人の 3 人でございます。このうち、PTA 連合組織代表者として選出いただきました渡邊宗晴氏が新任、そのほかの 2 人の方が再任でございます。

以上、簡略な説明で恐縮に存じますが、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第 15 号について説明が終わりました。
本件に対する質疑、意見をお受けいたします。

○委員（紅林由紀子） 一つだけお伺いしたいんですけれども、今、渡辺さんだけ新任ということで、あと二人は再任ということなんですけれども、この小中学校長の前田校長先生は、この校長先生の中でもこういうものをぐるぐる回されていると思うんですけれども、何年やったら次の校長みたいなふうに回されているんだと思うんですけれども、今回は再任ということは、どのぐらいの期間でそれをかわられたりするんですか。

○学校給食課長（坂本忠司） 特に何年ごとというところは決まっていないと思うんですけれども、校長会のほうの役割分担というところの中で、それぞれ校長会の中で選出していただいて、その方を委嘱させていただいているという形になっています。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 今の前田さんというのは、前の審議会の委員にもなっているわけですが、審議委員の中から一人を選出するとか、そういう意味のことではないんですか。普通は考えると、委員と監査委員とだぶっているのは、ちょっとかなとは思うんですけれどもいかがですか。

○学校給食課長（坂本忠司） 今回は審議会委員と役員ということで、両方とも委員になられているという形で校長会のほうから推薦がありまして、そのような形で本年度の委嘱ということで、あたらせていただいたところであります。

○委員（氏井初枝） 今の件なんですけれども、今年度はこれでいいと思うんですけれども、今後できましたら校長会のほうで決めていただく際に、委員とそれから審議委員さんと監査役員さんがだぶらないように、教育委員会のほうからお願いをするというほうがより妥当ではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○学校給食課長（坂本忠司） 今、そのような形で、今後校長会のほうにはお願いしたいと考えております。

○学校教育部長（高橋 功） 今の学校給食運営審議会委員、それから学校給食費の会計監査役員の委嘱の関係ですけれども、まず学校給食運営審議会委員、こちらにつきましては昭島市の学校給食運営審議会条例、こちらが根拠の規定で、こちらの中でどういう委員ということで示されております。その中で、小学校・中学校の校長がメンバーになるということで決まっています、校長会の中の役割分担として推薦をされた方を委嘱させていただいている。また学校給食費の会計監査役

員につきましては、学校給食費会計規則に基づいて、これは条例とは違う規則になります、こちらの規則でやはり監査については、この選出区分ということで決めさせていただいて、その選出区分の中にも小中学校長からというのがありますので、校長会の中で推薦をいただいているということで、それぞれ条例規則に基づいて、それぞれの役目をそれぞれの選出の母体からきちっと責任を持ってやっていただけるということで推薦をいただいたというふうに理解しております。そういうことからそれぞれ同じ方がそれぞれの委員について委嘱をさせていただきたいというので提案をさせていただいているということで、それぞれその根拠が違って、その根拠に基づいて推薦母体である校長会からは責任を持って、その方が適任であろうということで推薦をいただいて委嘱をするというふうに理解しております。

ただ、今いただいた御意見については、今後条例規則が根拠になっていますから、そちらの改正なども場合によっては必要になってきますので、そちらの改正が必要なのか、また選出の中で私どもとして同じ方というものが、問題ないというふうに理解しておりますけれども、何かその辺が今後していく中で、庶務としても課題として受け止めた場合には変更していきたいというふうに理解しております。

以上です。

○委員（紅林由紀子） 今、部長に御説明いただきましたけれども、ということは、審議会委員という運営審議会とこの会計監査とはまた別々のものだから、同じ校長先生がされていても全く問題ないというふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○学校教育部長（高橋 功） 今、委員がおっしゃったとおり理解しております。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 別のものであるということは十分承知はしておりますけれども、運営委員にあたる委員さんと監査する委員さんが一緒というのは、やっぱりどう考えてもおかしいんじゃないかなという気がいたしますけれども。できれば重複しないように今後調整していただくと。じゃないと、ちょっと筋が通らないような気がするんですが、いかがでしょうか。できたらその辺調整をした上で選出していただければ幸いですというふうに思っております。

○学校教育部長（高橋 功） そういうのも教育委員会では考えて先ほど御答弁させていただいたとおりでございますが、今委員から御意見がございましたので、そちらを踏まえてそれぞれが適正にきちんとできる運営体制ということが必要だというふうに十分認識しておりますので、今後ちょっと検討させていただければというふうに考えております。

○教育長（小林一己） 石川委員、今の意見どうでしょう。

○委員（石川隆俊） 普通は委員にするほうと監査は、どこでも分かれているので、これは全くすべてが会計には関係していないと思うけれども、これが上部委員会の会計に関係するならば、そこから委員が監査をやっているのは普通はしないことだと思いますけどね。でも別に決まったことですから、とりあえずそれでやったらどうでしょうか。

○教育長（小林一己） 今の件で何かほかに御意見があれば。

事務局のほうの説明からも御理解をいただいたように、規定上は問題ないと。ただ通念上、こういうふうな、だぶった委員の選出は好ましくないのではないかと、いうふうな教育委員からの意見を受けましたので、今後については、その辺も十分協議をさせていただいて対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

そういう中で、本議案については私のほうから提案していただいた3名の方について御審議をしていただくということで御了解をお願いいたします。

ほかに御意見いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは議案第15号についてお諮りをいたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第15号は原案どおりに決しました。

ただし、先ほど委員からの御意見もありましたので、今後の選出については十分検討した上での対応にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第16号に移ります。議案第16号「昭島市民図書館協議会委員の委嘱について」の説明を求めます。

○市民図書館長（磯村義人） 昭島市民図書館協議会委員の委嘱について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

昭島市民図書館協議会委員は、学校教育の関係者2人以内、社会教育の関係者3人以内、家庭教育の向上に資する活動を行う者1人以内、学識経験のある者2人以内、公募による市民2人以内の合計10人以内をもって組織されるもので、現在、平成29年8月1日から平成31年7月31日までの任期で、第22期図書館協議会委員を委嘱しております。

このうち、社会教育の関係者につきましては、昭島市青少年委員の会、昭島市公立小学校PTA協議会及び昭島市公立中学校PTA協議会からの推薦により委員を委嘱しているところでございますが、青少年委員の会から選出されておりました委員につきましては、昨年度お亡くなりになられたため、また、各PTA協議会選出の委員につきましては、役割分担の変更に伴い、それぞれ、新たに委員の推薦をいただきましたので、本議案を提案するものでございます。

候補者は、青少年委員木下芳孝氏、成隣小学校PTA会長猪狩正博氏、清泉中学校PTA会長渡辺厚志氏の、3名でございます。なお、任期は、平成30年8月1日から平成31年7月31日まででございます。

以上、甚だ簡略な説明で恐縮に存じますが、御審議賜りますよう、お願い申し

上げます。

○教育長（小林一己） 議案第 16 号について説明が終わりました。

本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、御意見等がないようですのでお諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第 16 号は原案どおりに決しました。

続きまして、協議事項に移ります。協議事項 1 「昭島市立学校の通学区域の変更について」説明を求めます。

○指導課長（吉成嘉彦） 昭島市立学校の通学区域の変更について御説明をさせていただきます。

平成 25 年 2 月 27 日に昭島市立学校適正規模適正配置等審議会より出された「昭島市立学校適正規模、適正配置等について（答申）」に基づき、平成 31 年 4 月からの清泉中学校と多摩辺中学校の通学区域の変更をすることについて御協議をお願いいたします。

変更区域についてですけれども、大神町二丁目、田中町一丁目 23 番から 28 番、田中町二丁目 1 番・2 番 1 号・2 番 22 号から 25 号でございまして、添付させていただきました地図上で、赤い斜線の部分はその範囲に当たります。

この該当となっております区域につきましては、平成 25 年 4 月に成隣小学校から田中小学校に変更いたしました。変更をした理由といたしましては、成隣小学校は、校地が狭いので、校地の拡張や校舎の増築が難しく、現状の施設では児童数、学級数が限界であるため、通学区域を狭めてその対応を取る必要がありました。

また、田中小学校は、住宅供給公社田中町住宅の建設にともない設置されましたが、児童数の減少傾向が続き、児童数の増加が見込めない状況にありました。このため、成隣小学校から田中小学校への通学区域の変更をし、適正規模、適正配置をした次第です。

今回の変更につきましては、小学校の通学区域と中学校の通学区域との整合性を図るために、平成 25 年度の田中小学校の 1 年生が中学校に進学をする平成 31 年度には、同区域について清泉中学校の通学区域から多摩辺中学校の通学区域に見直す必要がある、との答申により実施するものでございます。

この通学区域の変更を実施することにより、田中小学校の全通学区域が、多摩辺中学校の通学区域に含まれることとなります。

市民への周知方法でありますが、該当地区に住む小学生の保護者宛てに通知を送付し、広報あきしま、ホームページに記事を掲載いたします。あわせて自治会をはじめ関連機関等に周知をし、御意見、御質問を募り、理解を得られるよう丁寧に対応をし、11 月の教育委員会に「昭島市公立学校学区に関する規則」の一部改正の規則の議案を提出できるよう、事務を進めていきたいと存じます。

以上、雑駁な御説明でありますが、昭島市立学校の通学区域の変更について、

協議をお願い申し上げます

○教育長（小林一己） 協議事項1の説明が終わりました。本件に対する質疑、意見をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 感想になります。地図や審議会の答申を添付していただきましたのでごくよくわかりました。この資料をいただいたときには、平成25年の時の、さかのぼって小学校がなんでこうやって変わったのかなというのをすごく知りたかったんですけども、今の御説明でそれもとてもよくわかりました。

以上です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） 質問ですけども、なかなか難しい割り振りと思うんですけども、こういうふうなことをお話しして、例えば何年か経った場合、中には移住してくる人もいるでしょうし、そういうときに学校の定員なんかは大体間に合うというのは予測は十分立っているのでしょうか。

○指導課長（吉成嘉彦） まず学校の適正規模に関しましては、法令で8学級から12学級が望ましいというところに準じて、経年での人数等を鑑みて計画してございますので、今委員がおっしゃったことについては大丈夫だと思います。

○委員（紅林由紀子） 今回25年度に、小学校の通学区域の見直しがあって、それを経てということで、田中小に通っているお子さんが全員多摩辺中に通えるというのは理想的なというか、望ましい形なのではないかなというふうにも思いますし、学校の規模から見ましても、清泉のほうがどちらかというとマンモスというか、大人数で多摩辺のほうが少ないので、これ以上生徒の人数格差が広がっていかないという意味でも、多摩辺にこの区域のお子さんが通えるというような変更はいいのではないかなというふうに私は思いました。

○教育長（小林一己） 白川委員、いかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 特にございません。

一つ、これから広報等で周知徹底を図るということなんだろうと思いますけれども、25年から小学校のほうでなっているわけですから、いろいろ取り沙汰、親御さんのほうでもしているんじゃないかと思うんですけどね、その辺の意見みたいなものが教育委員会のほうにも届いているのでしょうか。

○指導課長（吉成嘉彦） 平成25年度に説明したときには、説明会に行ったときには、かなりいろんな御意見をいただいたというところがありましたけれども、丁寧に何回か説明をしていく中で、そういった声は随分なくなってきたと。ですから今回のことについても平成25年度からの流れできているので、大きな当たりはないだ

ろうということを伺っているところでございます。

○委員（白川宗昭） はい、ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 先ほども申しましたように、結構、清泉中と多摩辺中だと、生徒数とかクラスに差があると思うんですけども、同じように部活の数も差があると思うんですが、そういった面で、例えば兄弟間で上のお兄ちゃんお姉ちゃんは清泉中に通っていて部活をやっていたんだけど、ここの学区が多摩辺に変更になることでその部活ができなくなっちゃうのは嫌だみたいな、そういった声がかかると出るかもしれないなというふうなことも想像するんですけども、そういった場合の部活動ということに対しての子どもの強い気持ちがもしもあったときは、それに対して何らかのコールとかそういうことはしていったりすることはできるのでしょうか。

○指導課長（吉成嘉彦） 部活動というか兄弟関係で、例えば兄や姉が清泉中学校に行っていて、弟・妹が多摩辺というような場合では、指定校変更ということで清泉中学校に通うことができますけれども、部活動のことについては指定校変更の理由にはなっていない。ただ、今委員がおっしゃったように、少人数がゆえに部活動のことについていろんな問題が出るということも考慮して、今後順調に進めていけたらと思っています。

ちなみに、さきほど赤色で示した地域には、多摩辺中学校に全員移した場合に113人、今後6年間に予定されております。来年度につきましては13人を予定しておりますが、現在、成隣小学校にそこでも行っていて清泉中学校等に行く子どもたちを考えると、少なくとも5人は多摩辺中学校のほうに例年より多く見込めるといふふうに考えておまして、今後増えてくると思います。

以上です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） 段々、東京の首都圏が広がってきて、最近タワーマンションみたいなものが出ていますが、もし昭島がそういうふうなものを許すことが仮に起こった場合なんか、本当に役所がこれをうまく按分比例するのが大変なことだと思うんですが、そんなような予想というのはあるんですか。将来大きなマンションがどんと来るといふ。予想が難しいかもしれませんが、もしもそういうことが起こったりすると、急速にあるエリアが、学生が増えることがないとは限らないわけですから。

○指導課長（吉成嘉彦） 土地のことでいうと東中神の前あたりの所がいろいろと話はされているところですけども、今のところそういった大きなマンションが建つという話はいただいているところではないです。一応、10年分の人口推計ということで各

学校のバランスを見ながらこういった学区等調整もしているところです。

先ほど紅林委員から部活動の話がありましたけれども、どうしても部活のほうに行こうとしている学校にない場合には、一つ変更の理由になるということがありましたのでつけ加えます。申しわけございませんでした。

○教育長（小林一己） 石川委員、よろしいですか。

○委員（石川隆俊） これはもう、あんまりあったら大変なことというふうに思うだけです。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは協議事項ですので、最終的には資料の3の事務スケジュールの中で、11月の教育委員会定例会で議案として規則の一部改正の提案をさせていただくという段取りになろうかと思えます。そこで始めて教育委員会の最終的な決定をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の協議につきましては、その事前準備として、このスケジュールどおり事を運んでいきたいというような内容でございますので、そういうことでよろしいでしょうか。最終的には11月の規則改正で、また改めて今回のそれぞれの説明等を聞いた上で、確認した上で議案の御審議をしていただく、そんな形になろうかと思えますのでよろしく願いいたします。

○委員（白川宗昭） 11月の定例会まで地域からの意見集約というものがだんだんできてくるだろうと思うんですよ。そういうものをきちっと記録としてお出しただければ我々も参考になるということでございますのでよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） ではその辺の資料は用意をさせていただきます。

それでは、協議事項につきましては資料3の事務スケジュールに沿って事務局のほうも対応していくということでよろしいでしょうか。

それでは、以上で協議事項1を終わります。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1「平成30年第2回昭島市議会定例会一般質問〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○学校教育部長（高橋 功） 平成30年第2回昭島市議会定例会一般質問〈教育委員会関係〉について、御報告いたします。

平成30年の第2回市議会定例会は、6月14日から本会議が始まり、7月3日に終了いたしました。今回、学校教育については3人の議員の方から、生涯学習については1人の議員の方から御質問がございました。学校教育について私から、生涯学習部については、山口部長より御説明いたします。

恐れ入りますが、報告資料1の2ページをお開きください。みらいネットワーク篠原有加議員より、「生きる力を育む教育について」、「性に関する教育について」御質問があり、本市の小中学校においては、学習指導要領の内容に準拠して各学年の児童生徒の発達段階に即した指導を実施していると御答弁いたしました。

次に、3ページを御覧ください4ページまでとなりますが、公明党昭島市議団の渡辺純也議員より「教員の働き方改革について」などの御質問があり、教員の働き方改革を推進していくためには、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが大切であると考えていること。「小学校における英語教育について」は、デジタル教材が非常に有効であり、その環境整備につきましては、新学習指導要領全面実施を見据え、今後も財政状況や補助金の動向なども注視する中で、計画的に進めてまいりたいと、御答弁いたしました。

次に、5ページを御覧ください7ページまでとなりますが、自由民主党昭島市議団の高橋誠議員より、「いつでも学べる「伝統・文化」の環境づくり」などの御質問があり、各学校において、伝統や文化に関する教育を推進していくためには、児童生徒が学校教育の中で伝統や文化に触れる機会や、認識を深める機会を充実させるほか、地域の皆様等との効果的な連携を図りながら取り組む必要があると考えていること。「環境教育について」、「環境教育の取り組み状況」につきましては、社会科や理科、家庭科等の各教科で学習するとともに、総合的な学習の時間において教科横断的に実施していること。「環境教育の問題点と今後の対策につきましては、新学習指導要領の趣旨である持続可能な社会づくりの担い手の育成を実現するためにも、現在、各学校で行っている環境教育をカリキュラムマネジメントの観点で見直しを図ることが課題であると御答弁いたしました。

私からは以上となります。

○生涯学習部長（山口朝子） 生涯学習部では、日本共産党佐藤文子議員から「昭島市教育福祉総合センターの運営について」、「指定管理者の募集について」御質問をいただきました。

恐れ入りますが8ページを御覧ください。昭島市教育福祉総合センターの運営に指定管理者制度を導入するにあたりましては、今まで市民や市議会からいただいた御意見を踏まえ、指定管理者業務要求水準書を作成する中で、労働関係法令の遵守の徹底や、情報セキュリティの対応体制の確保など、現場で働く職員の適正配置や個人情報保護などに配慮し、募集を行っていること。また、指定管理後は市の管理部門を図書館に常駐させ、評価・モニタリングの仕組みづくりを確立させ、選書および事業実施の最終決定を市が行うことにより、公共性を確保し、自治体として責任を持って円滑な事業運営を担保していくと御答弁いたしました。以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項1の説明が終わりました。
本件に対する意見をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 小学校における英語教育についてお尋ねさせてください。

4ページの2行目の所に、全面実施に向けてということで4点の取組を進めていますというふうに御回答がここに示されていますけれども、デジタル教材の件に関しましては、テレビなどでもある地域ではロボットが登場してきて発音を子どもたちが学んでいるというのも見ましたように、先ほどの御説明でもデジタル

教材がすごく有効だというお話をいただきました。これはこれからも充実していただきたいと思いますと思っています。

お尋ねなんですけれども、2項目目の外国語指導補助員の配置、これは具体的にはどのような今現状なのか、それから全面実施になった場合にそれが変更していくのか、今のまま継続していくのか、そこら辺を教えていただきたいなと思います。

○統括指導主事（長崎将幸） 外国語指導補助員についてでございますが、今3・4年生につきましては年間35時間先行で実施をしているところでございますが、そのうちの各クラス10時間分補助員を配置している状況でございます。

5・6年生につきましては現在、先行実施で50時間指導しておりますが、こちらにつきましては20時間分、補助員として各クラス配当をしているという現状でございます。

今後、授業時間数が増えていきますので、なんとかそこを充実させていきたいという考えがありますが、そちらについては財政当局と今後調整をしていくような形になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（氏井初枝） 御説明ありがとうございました。

時数のことについてはわかりました。外国語の指導補助員の資格というんでしょうか、どのようなお立場の方が補助員をなさっているのか、そこら辺についても教えていただきたいなと思います。

○統括指導主事（長崎将幸） 今、小学校にお願いをしている学校指導補助員の方は、特に資格要件は求めておりません。とにかく英語に堪能な方ということで地域にいらっしゃる方が主に各学校に入っていただいて、というような状況でございます。特に国籍は日本の国籍を取得していらっしゃる方もいらっしゃるの、外国籍でない方もいらっしゃるというような状況でございます。

○委員（紅林由紀子） 今のALTの件に関して、もう一つお尋ねしたいんですけれども、資格要件はないというお話だったんですけれども、市内で何人かの先生の子どもの反応とか評判とかを聞くと、どの先生もとてつよい先生だというようなお話を聞いているんですけれども、各々の先生方の指導の内容とか指導法とかそういうことについては、市内ですり合わせとかされていらっしゃるのかどうか、東京ではないんですけれども、ちょっと違うところでALTの先生方のコーディネーターをしていらっしゃる人の話とかも聞いたことがあるので、その辺でもうちょっとここはこういうふうにしたほうがいいみたいなアドバイスを、ALTの先生方が受けられる機会というのはあるのかどうかということについて、ちょっとお尋ねしたいなと思います。

○統括指導主事（長崎将幸） ALTの先生方をコーディネートするような役割というのは本市では今、行っていない状況ではございますが、基本的には外国語指導補助員

はあくまでも指導補助なので、担任の先生がまずT1として指導を行い、それに対してその指導を補完する役割で、ネイティブの発音であったりコミュニケーションの学習をその英語補助員の方にやっていただくということで、まずは担任の先生がしっかりと外国語活動なり外国語指導ができるようにというところを重点においております。

そのための取組として、昨年度と一昨年度は、英語教育推進リーダーの先生がいましたので、その先生が各学校を巡回して、担任の先生と英語補助員の先生との連携した授業のあり方について授業参観をして、一緒に相談しながらこういうふうに活用していくと子どもたちも興味深く英語の学習ができますよねということで指導訪問を行って行っていましたので、そういう意味では昭島市全体として担任が主となりながら外国語指導補助員をどのように活用していくかということでの研修を昨年度、一昨年、2年間続けてきたというところでは市全体として共通認識は図られてきているかなというふうに考えております。

○委員（紅林由紀子） 御説明いただき、よくわかりましたし、英語教育推進リーダーの先生がそういった全体の中身というか、そこを把握されているいろいろとアドバイスとかしていらっしゃるということはよくわかりました。

そういう形もいいと思うんですけども、そういった体制は、今後より時数も増えてくると思いますし、そうした場合、もしかすると今のALTの先生では足りないという事態にもなるのかもしれないと思うんですけども、そういった段階に来たときも、今の英語教育推進リーダーの先生を中心というスタイルを継続されていかれるというお考えですか。

○統括指導主事（長崎将幸） そこがちょっとなんですけど、実は英語教育推進リーダーの配置は、昨年度で教育委員会の事業では終了してしまっていて、今年度は英語教育推進リーダーの先生もまた担任に戻っていたり、ほかの市に異動されたりという形になっています。なので、小学校の外国語活動につきましては、今年も研修会を開催して、その中で研修を積んでいるところではありますが、また今後充実させるためにはどのような方策が必要かということは検討していくとともに、今、中学校のほうの英語教育推進モデル地区事業を東京都から受けていますので、そこで小学校と中学校の円滑な接続等についても今、研究をしているところなので、そこでまた昭島市として子どもたちが外国語に興味を持ってコミュニケーションが活発にできるような仕掛けを今後どういうふうにしていくかということの研究をまいりたいというふうに考えております。

○委員（紅林由紀子） はい、わかりました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） すみません、別の件なんですけれども、2点お伺いしたいことがあるんですが、1点目は2ページの性に関する教育についてというところで、児童生徒の発達段階に即した指導を実施しているということで、特にそれに対して

はないんですけれども、テレビなどでそういう性に関する今、いろいろな情報も進んでいますので、子どもたちに性に関する教育を学校で行う場合に、プロの、実際には産婦人科の先生とかそういった職業として携わっている方を外部講師として喋っていただくというようなことをしているというような、ほかの自治体の話とかも見たので、そういうのはやはり先生方ももちろん教育のプロでいらっしゃるから、ちゃんとお話ししてくださっていらっしゃるんだと思うんですけれども、やはりプロとしてこういったこともあるんだよ、みたいなお話を聞くと、リアル感が聞く側の、特に中学生とかは違うかなというような気もして、そういったことをしていらっしゃる学校が、昭島でもあるかどうかということをお伺いしたかったのと、今後そういったことも検討していくおつもりがあるかどうかというのをお尋ねしたいのが1点です。

もう1点は、7ページ目の環境教育の問題点と今後の対策ということで御答弁いただいておりますけれども、現在の環境教育の問題点というのは具体的にどんなことが問題になっているのかということを少し教えていただければなというふうに思ってお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○指導課長(吉成嘉彦) 委員からいただいた前半の性教育のことについてですけれども、今委員がおっしゃるとおり各地区いろんな学校でそういった専門の方を呼んで学習しているという話は聞いておりますし、私も実際、命の大切さということで助産師さんをお願いをしたという経験もございます。

市内の実際の現状については、そういったことをしているということは今のところ聞いてはおりませんが、教務主任会等で指導主事のほうからこういった実践もあるということで情報をいろいろ提供させていただいたり、また学校間での情報交換ができる場を設けて学校の実態に沿ったよりよい性教育の充実が図れるよう務めてまいりたいと思います。

以上です。

○統括指導主事(長崎将幸) もう一つの御質問の環境教育の問題点というところでございますが、こちらの答弁で回答させていただいたのは、環境教育をカリキュラムマネジメントの観点で見直しを図ることということでお答えはさせていただいているんですが、各学校それぞれの各教科や総合的な学習の時間で環境に関する学習をしているんですが、どうしてもそれがそれぞれ独立した形になってしまっていて、じゃあその環境教育全体で子どもたちにどんな力を育てたいのかとか、どんな問題解決の資質を身につけさせたいのかというところまで、あまり学校のほうでもまだまだ考えていなかったという課題がありますので、やはり学校全体でいろいろな教育活動を通してどんな力を身につけさせたいのか、これが新しい学習指導要領で求められているところなので、そういう観点でもう1回環境教育のカリキュラムを学校全体で見直していくということが課題であり、課題になってくるのかなという趣旨でこのような答弁をさせていただいております。

○委員(紅林由紀子) 御説明いただきましてよくわかりました。性教育のことについてはぜひどうぞよろしく願いいたします。

それと環境教育の点につきましては、全く私もそのとおりでなというふうに感じます。やっぱりこれからを担っていく子どもたちが問題解決をしていくという、言い方は悪いですけども格好の素材というか、そういうことだと思いますので、教育を受けるというよりは自分たちで何ができるかみたいな、そういったことを考えて実行に移して、またそれを手直ししてみたいな、そういったようなプロジェクト型みたいな、そういったスタイルの学びがこれを題材にして学校でできると素晴らしいなというふうに思いますので、ぜひどうぞよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2「昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定による年齢層毎の長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正について」説明を求めます。

○指導課長（吉成嘉彦） 報告事項2、昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の規定による年齢層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正について御報告いたします。

本件では、平成30年4月1日付で「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」と、その規定に基づく、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の一基準を定める政令の規定に基づく長期療養者の休業補償等（平成30年3月30日号外文部科学省告示第64号）」が告示されました。公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第4条第1項では、「補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は政令で定める基準に従い地方公共団体の条例で定める」とされており、本市においても同一の内容で改正したことを報告いたします。

施行日につきましては、東京都の施行日と合わせ、平成30年6月1日からいたします。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項2の説明が終わりました。

本件に対する意見をお願いいたします。

○委員（石川隆俊） これは1年か2年に1回ぐらい必ず出されるものですが、おそらく何のことかわからないまま先に進むことが多いんですが、おそらく多くの学校医とか学校歯科医というのは、他に定職を持っておって健康診断とかそういうときに学校にやってくるわけで、そっちのほうは極めて仕事としては、おそらく部分的なものだろうと思うんです。だから私が理解すると、これは公務災害というのはそこに出かけて学校において何か事故が起こったとか、そういうときに当てはまるものであって、この先生方というか、そういう方々のメインのことではない

ように思うんです。ですから実際、それほど重要性というか、少し少ないと思うんですが、こういうふうに使われているので毎年出てくるので、なかなかわかりにくいと思います。

大体のことをちょっと教えていただくと、この補償なんて言っても、要するに完全に休んじゃった場合は、これまでおそらく学校医の先生がいくら報酬をいただくものを基盤にして若干の補償が出ると理解しておりますけれども、そんなものでしょうか。

○指導課長（吉成嘉彦） 先ほど公務災害の考え方については委員がおっしゃったようなところでして、実際にこれを活用しているという例は、今まで東京都としてもないというふうに伺っているところがございます。最低補償額についてはこちらの別表のほうに示されているとおりでして、具体的にそれがどのくらいのものなのかどうかということはこの表に準ずる以外に回答のしようがないところがございますけれども、ただ実態としてはそのように伺っているところがございます。

○教育長（小林一己） よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告事項2を終わります。

続きまして、報告事項3「平成30年度昭島市学力調査（小学校第4学年・中学校第1学年）の結果について」説明を求めます。

○指導主事（神薗博之） 報告資料3「平成30年度昭島市学力調査（小学校4年生・中学校第1学年）結果について」報告します。

まず、調査の概要について御説明申し上げます。本調査は、生徒の学力や学習状況を把握し指導法の改善につなげるために、平成30年4月12日に市内の小学校第4学年と中学校第1学年全員を対象に実施いたしました。

調査は、教科に関する調査として国語と算数、数学を実施しました。

結果でございますが、教科に関する調査は、小学校、中学校ともに全国平均とは大きな差異は見られませんでした。中学校においては昨年度に比べ、小学校で身につけた学力に一定の定着が見られる結果となりました。

なお、改善を要する事項として、小学校算数については、グラフの特徴や有用性を理解する力に課題が見られました。中学校国語については、登場人物の様子を前後の文章から判断して理解する力に課題が見られました。今後の教務主任会におきまして、この課題を解決していくための授業の取組やポイントの提示を行ってまいります。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項3の説明が終わりました。

本件に対する意見をお願いいたします。

○委員（石川隆俊） 全国平均とほとんど同じか、一部にはいいものも高いものもあり、随分昭島市は頑張っているというふうに思いますがいかがでしょうか。

○指導主事（神菌博之） ありがとうございます。今、授業改善というところで昭島市教育委員会としては力を入れてございます。指導課訪問等を通じて新学習指導要領で求められているものを明確に示しながら、学校全体で、また小学校中学校が一体となって学力の定着を目指すというところで今後も取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） 私も中学校のほうが大分プラスの項目が多くて、小学校の指導が定着してきたとおっしゃっていらっしゃいましたけれども、本当にそのとおりで嬉しいなと思って、正直なことを言いました。

そういう中で東京都の平均も確か出ていると思うんです。全国と比べて優位さは見られないということなんですけれども、東京都の平均というんでしょうか、そういうのが今もしわかるようでしたら教えていただけますでしょうか。昭島市は東京都の中の昭島市ですので、全国と比べるというのももちろんいいんですけれども、東京都の中でどうなのかなというのも、ちょっと知りたいなと思っています。

○指導主事（神菌博之） 年3回、学力調査は、全国学力調査と都の学力調査、昭島市、今回の市の学力調査ということで行わせていただいておりますけれども、今回の昭島市学力調査に関しましては東京都のデータというのはございません。ただ、今までの傾向としては東京都の平均というところではもう少し教育していく必要があるかなというところもありますので、そのところをしっかりと都の平均に合わせるまで指導にあたっていきたいと思っています。

以上です。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） ほかの委員の先生方もおっしゃったので、私も先生方、頑張っていてありがたいなというふうに思います。この調査は4月12日に実施されたということで、前年度までの子どもたちの定着度を測るものだというふうに思うんですけれども、それにしても結構頑張っているなど。これを土台にまた今年度1年頑張っていたきたいなというふうに思います。

小学校4年生の国語が、活用という部分が少し弱いというふうに出ていますけれども、どちらかというやはり低学年の場合は基本基礎を中心に先生方も特に力を入れて御指導されているのかなというふうにも思います。ですので、これから4・5・6と高学年に向けて課題となる力が足りないお子さんには、頑張っそこをもう1回力がつくように御指導いただいて、もうそこは大体できているよというお子さんは、もっともっと伸ばせるような応用的な活用度の高いものをとるように、個々の土台をよく見て御指導いただければなと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

○指導主事（神菌博之） ありがとうございます。今回の実施は4月というところで、実際のところ春休みをはさんでといった状況もあって、なかなか子どもの中で忘れてしまったりという傾向が見られるのも事実であります。そういったところも考えながら、やはりこれは家庭学習というところにもつながってくるのですが、春休みの勉強の仕方、また年度初めに学校で前年度の学習を振り返るところ、学校に応じた指導というところをより検討した上で、また向上につながっていくというところで学校には示していきたいなというふうに考えております。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは報告事項3を終わります。

続きまして、報告事項4「平成29年度昭島市学校給食費会計決算報告について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） 報告事項4「平成29年度昭島市学校給食費会計決算報告について」説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料「平成29年度昭島市学校給食費会計決算書」の3枚目の1ページを御覧いただきたいと存じます。

なお、説明にあたり「歳入」、「歳出」とも、予算現額は省略させていただきます。また、平成29年度学校給食費会計の決算対象期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

まず、「歳入」でございます。第1項給食費につきましては、調定額が4億1,817万2,615円、収入済額が4億1,643万9,469円、不納欠損額がゼロ円、収入未済額が173万3,146円となっており、この給食費の内訳として、現年度の給食費につきましては、調定額が4億1,649万4,923円、収入済額が4億1,573万5,849円、不納欠損額がゼロ円、収入未済額が75万9,074円、過年度の給食費につきましては、調定額が167万7,692円、収入済額が70万3,620円、不納欠損額がゼロ円、収入未済額が97万4,072円となっております。

平成29年度の収納率につきましては、現年度分が99.82%、過年度分が41.94%で、前年度と比較して現年度分が0.02%の増、過年度分が2.92%の減、全体では99.59%で前年度より0.05%の増となっております。

次に、第2項給食費補助金につきましては、調定額、収入済額ともに、903万882円となっており、市から食材料購入費の一部の補助として、1食当たり6円が交付されているものでございます。

次に、第3項繰越金につきましては、調定額、収入済額ともに、323万1,816円。

第4項諸収入につきましては、調定額、収入済額ともに、3万3,533円となっており、預金利子及び廃油売却代でございます。

以上、歳入合計につきましては、調定額が4億3,046万8,846円、収入済額が4億2,873万5,700円、不納欠損額がゼロ円、収入未済額が173万3,146円と、なっております。

次に、「歳出」でございますが、第1項給食材料費につきましては、購入額、支

出済額ともに、4億2,607万1,620円となっており、未払額はゼロ円でございます。なお、歳出はすべて給食材料の購入費でございます。

以上、歳入・歳出差引残高は、266万4,080円となり、平成30年度の学校給食晋会計へ繰り越します。

続きまして、裏面の2ページでございますが、こちらは「決算の事項別明細書」として、歳入に関して共同調理場と自校給食校のそれぞれに分けて記載したものでございます。

4枚目の3ページでございますが、歳出に関して給食材料費として食材料別の支出済額を記載したものでございます。

5枚目以降は決算額に関する資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

それでは、2枚目にお戻りいただき、この決算に関する内容につきましては、昭島市学校給食費会計規則第16条の規定に基づき、平成30年6月28日に監査を実施し、金銭出納簿、諸収入簿などを照合した結果、監査役員より適切な会計処理であると認められていることを報告させていただきます。

決算につきましては以上となります。

○教育長（小林一己） 報告事項4の説明が終わりました。

本件に対する意見をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） お尋ねです。収入未済額というのは、給食費が未納の状況だということですね。この金額でこれに関して今後どのような働きかけというか、これがどういうふうになっていくんでしょうか。昭島市の場合には。

○学校給食課長（坂本忠司） こちらの未納となっている給食費につきましては、係のほうで文書による催告とか電話による催告、また訪問、夜間に訪問したり、納付していただくような形で滞納の方に接触していくという形をとっております。

○委員（氏井初枝） 御説明ありがとうございます。これは昭島市のことではないんですが、小学校の時ずっと未納のまま中学校に行って、それも卒業してしまっという話もちょっと耳にしたことがあるんですね。他の行政のあれなんですけれども。今いろいろな取組をなさって御苦労なさっているのはよくわかりましたけれども、その効果というんでしょうか、いろんな働きかけをなさって未納の御家庭の動きとか何か、そこら辺は実際はどのような感じなんでしょうか。

○学校給食課長（坂本忠司） 会える場合はあってお話とかができるんですけども、いらっしゃらない、電話とかお伺いしてもいらっしゃらない場合とかがありますし、市外に転居されてしまった方というのはなかなかその先の住所もわからないという場合もありますので、なるべく滞納の方とお会いするとか、お話しできるような形で対応ができる場合にはお支払いをしていただくという形にはなっていくかとは思いますが、なかなか連絡先とか転居先というのがわからない方がいらっしゃいますとそのまま残ってしまうという場合もございます。

○委員（白川宗昭） ちょっと質問で、よくわからなかったんですけども、過年度給食費というのは去年度じゃなくてその前までの累積ということですか。

○学校給食課長（坂本忠司） そうです。

以前、今年度でいきますと平成 29 年度以前のものの対応額という形になります。ですので、平成 29 年度の過年度分と言いますと、平成 28 年度以前の未納額という形になります。

○委員（白川宗昭） それは最終的にはどういうふうになるんですか。

○学校給食課長（坂本忠司） こちらのほう、一応これまではこの給食費の滞納の整理の基準というところに照らして時効というところで2年とか5年とかいう基準を設けてまして、その中で不納欠損という形を取らせていただいたんですけども、そのところについて市のほうのこのような私会計の債権というところの統一的な考え方をここで見直しているというところがありますので、その対応というのは今年度中にある程度の方向性が見えてくるかと思っておりますので、その対応と合わせながら給食費の会計のほうも対応していければと考えております。

○教育長（小林一己） ほかに。

○委員（紅林由紀子） 基本的な質問なんですけれども、給食費は今、皆さん銀行引き落としですか。

○学校給食課長（坂本忠司） ほとんどの方は口座のほうから引き落としという形を取っていただいておりますけれども、中にはまだ若干、納付書払いという方もいらっしゃる状況でございます。

○委員（紅林由紀子） ということは、学校全体としては基本的には口座をつくって、そこからの引き落としという形にどの学校も、市内全校そういう形を取っていらっしゃるということですか。中に口座の問題があつてという方も中にはいらっしゃるかと理解すればよろしいですか。

○学校給食課長（坂本忠司） そうですね、それぞれ口座を給食費、口座振替の手続きをしていただきまして給食費を引き落とさせていただいているという形になっております。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○委員（石川隆俊） この決算は食材を買ったものを正確にずっと、そのトータルと、それから収入としては、いろんな父兄が払うものと市からの援助、1食6円ですか、それを足したものでなっていますけれども、本当は、これはそれをつくる過程で

いろんな人員もいましょうし、電気もいるでしょうし、そういうのはそこには載っていないわけですね。

○学校給食課長（坂本忠司）　そうですね、調理とか栄養士とかの人件費の部分については市のほうから出ているという形になっておりますので。

○委員（石川隆俊）　大体食材と収入とは、食材購入と収入というのは大体パーになるということですね。つまり入ったお金が食材になって。

○学校給食課長（坂本忠司）　そうですね、保護者の方からいただいたお金がすべて食材料費にあてていくという形です。

○委員（石川隆俊）　足りない部分は市の6円ですか、一食、6円。

○学校給食課長（坂本忠司）　そうですね、1食あたりどれぐらいになるかということで栄養士のほうが献立を立てながら、その予算を見ながら献立を立てているという形になっておりますので、大体、歳入・歳出同じ額ぐらいになるかと思います。

○委員（石川隆俊）　わかりました。

○委員（紅林由紀子）　質問ではなく感想です。

6ページのほうに、1食あたりの材料費とか単価が載っておりますけれども、今回の定例会に向けて資料を配っていただいた中に東京都の学校給食、このパンフレットが入ってまして、これを拝見したら、東京都全体の小学校・中学校の給食の1食あたりの単価が載ってまして、それを見ていたら昭島市というのは給食費は極めて中くらいなというか、というレベルなんだというのがよくわかりました。高くなくもう少し低い自治体もあるようではありますけれども、平均的なところでいろいろ食材費も材料費も上がったりして御苦労もされていると思うんですけども、この金額をずっとキープして頑張っていただいているというふうに思いましたありがたいなというふうに思いました。感想です。

○教育長（小林一己）　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは報告事項4を終わります。

次の報告事項5「昭島市教育委員会行事予定（8月～11月）について」から(7)「平成30年度第36回子どもの主張意見文コンクール審査委員会報告について」は資料配付のみとさせていただきますが、御意見があればお願いをいたします。

よろしいですか。

それでは、報告事項をこれで終わりにいたします。

○学校教育部長（高橋 功）　その他の前に、学校給食用牛乳の飲用中止を6月にいたしましたので、その件についてちょっとお時間をいただければと思いますが。

○教育長（小林一己） ただいま学校教育部長のほうから、先般、教育委員会が実施をいたしました学校給食用の牛乳の提供中止について御報告をするという話がありましたので、これを認めてよろしいでしょうか。
では部長、お願いいたします。

○学校教育部長（高橋 功） 貴重なお時間をちょうだいいたしまして申しわけございません。

6月21日の木曜日でございますが、給食終了後に市内の学校において、残渣処理中に開封していない牛乳パックの内部に異物が付着しているという事案がございました。これを受けて、翌日22日の給食用の牛乳を飲用中止をさせていただきました。

パックに付着した異物について製造元に分析の依頼をさせていただきながら牛乳をつくっているところについても会社のほうで内部点検、それから保健所のほうの立ち入り調査も実施をいたしました。

22日の金曜日ですけれども、昼間の段階でその分析結果が出ていなかったことから、月曜日25日の牛乳についても飲用中止にさせていただきました。飲用中止について学校に連絡するとともに、保護者の方にも文書で今までの経過などをお伝えをさせていただいたところです。

そのあと提供先である業者のほうから付着したものの分析結果として、タンパク質主体の物であるということ、害のない物であるということがわかりました。あと製造過程の中では、そういう異物が入るといことは施設の構造的にも、またそういう物がその施設内に入るといことも物理的にないということも、難しい、それから作業をしている社員の方の動きなどもカメラで確認したんですが、不審な動きはなかったということから、開封していない牛乳を残渣の入っているところに開けたので、それがついたのかなというようなことではないかなということが考えられております。

その結果と、それから保健所のほうでも立ち入り調査をして、そういう異物が入るといことがないということ、指摘はなかったことから、またタンパク質主体の物で有害な物ではないということから、6月26日火曜日から牛乳について再開をさせていただいたと。

牛乳について2日間、異物が付着したということで中止をさせていただいて、そのあと再開をさせていただいた、その後、特に問題なく牛乳を提供させていただいているということが大変遅くなってしまって、また貴重な時間をいただき大変恐縮ですけれども御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○教育長（小林一己） ただいま部長のほうから報告をさせていただいた件について、意見があればお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、その他といたしまして委員さんのほうから何かあればお願いいたします。よろしいですか。

それでは、次回の教育委員会等の日程について事務局より説明を願います。

○庶務課長（加藤保之） 平成 30 年第 8 回定例会は、平成 30 年 8 月 9 日木曜日、午後 5 時 30 分から市役所市民ホールにおいて開催いたします。

予定する議案は、教科書採択ほかです。

例年行っている教育委員との懇談会は、時間の都合上行いません。開催日、開催日程が決定次第広報、ホームページ、教育委員会定例会においてお知らせをいたします。

以上です。

○教育長（小林一己） 次回の定例会は 8 月 9 日木曜日、午後 5 時 30 分から市民ホールでございます。時間の調整をよろしくお願いいたします。

特に傍聴の方には、例年 8 月懇談会を行っておりますけれども教科書採択ということで時間がかかることもあろうかと思っておりますので、改めて機会を取っていろいろお話をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。平成 30 年昭島市教育委員会第 7 回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

5 番 委 員

1 番 委 員

調 整 担 当